

郡山市海外販路開拓等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍による観光客の減少及び国際情勢の変化による資源価格上昇に伴う物価高騰等の状況の中、地域産業の活性化及び振興を図るため、海外へ積極的に市産品及び観光商品を販路開拓する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市産品 次のいずれかに該当する商品をいう。

ア 生産、製造又は加工の最終段階を市内で行っている商品

イ 主な原材料に市内産の物を使用し、市外で製造又は加工するものを、市内に主たる事業所を有する者が販売する商品

(2) 観光商品 宿泊施設への宿泊予約

(3) 販路開拓 市産品及び観光商品の販売、取引先及び事業の提携先の開拓、受注及び発注の機会の確保等を目的に、日本国外で行われる物産展、展示会、見本市、商談会への出展、参加をいう（オンラインを含む）。

(4) 宿泊施設 宿泊事業者が所有又は管理する旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた同法第2条第2項又は第3項に規定する営業のための施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に掲げる店舗型性風俗特殊営業を行っている施設及びこれに類する営業を行う施設は除く。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に主たる事業所を有し、資本金又は出資金が10億円未満の者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 市産品を販売している者

イ 市内の宿泊施設を営業している者

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）

エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく中小企業団体であって、その構成員の半数以上が市内で事業を行っている者

(3) 事業を行うに当たり必要な官公署の許可若しくは認可を受け、又は届出を行っている者

(4) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。））、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

- (5) 郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当していない者
- (6) この要綱による補助金に関する相談を事前に行っている者
（補助金の交付の対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定める経費で、次の各号に該当する経費を除いたものとする。

- (1) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額
- (2) 他の補助金の交付の対象となる経費

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
（補助金の交付の対象期間）

第 5 条 補助金の交付の対象となる期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
（補助金の交付の申請）

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、令和 7 年 3 月 31 日までに補助金等交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容書（第 2 号様式）
- (2) 同意書兼誓約書（第 3 号様式）
- (3) 事前相談票（第 4 号様式）

2 前項の規定による補助金の交付の申請は、規則第 4 条の 2 第 3 項の規定により、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

3 補助金の交付の申請は、1 回に限るものとする。
（補助金の交付決定等）

第 7 条 市長は、前条第 1 項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定した場合は郡山市海外販路開拓等支援補助金交付決定通知書（第 5 号様式）により、補助金を交付しないことと決定した場合は郡山市海外販路開拓等支援補助金不交付決定通知書（第 6 号様式）により、当該補助金の申請をした者に通知するものとする。
（補助金の交付の条件）

第 8 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存すること。
- (2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。
（補助金の額の確定）

第 9 条 規則第 15 条第 3 項の規定により同条第 1 項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。
（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(補助金申請の特例)

2 令和5年6月30日までに補助金の申請書を提出している事業者は、当該補助金（以下「1回目補助金」という。）の申請額が第4条に規定する補助上限額未満である場合は、再度本要綱に規定する補助金を申請することができる。ただし、この補助金の申請額は、それぞれの補助上限額と1回目補助金の申請額の差額を超えることはできない。

附 則

この要綱は、令和6年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助対象経費の例	補助金の額
海外での販路開拓に要する経費	出展料、会場使用料、小間装飾費、宿泊費、交通費、運搬費、外国語版ホームページの作成、外国語パンフレット・カタログの作成、現地人件費、通訳料、翻訳料	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、1事業者当たり25万円を限度とする。